

令和3・4年度秦野市小規模工事等契約希望者登録制度について

1 趣旨

この登録制度は、秦野市競争入札参加資格登録を受けていない市内建設業者等を対象に、小規模な工事又は修繕の受注の機会を拡大し、市内経済の活性化を図るものです。

2 対象者

秦野市内に住所を有する個人事業者又は本店（本社）を有する法人事業者

3 発注対象金額

秦野市が発注する**予定価格が50万円以下**の小規模な工事又は修繕

4 登録申込書類の配布

- (1) 期 間 令和3年4月1日（木）から令和5年2月10日（金）まで
- (2) 配布方法 秦野市役所契約検査課（本庁舎5階）窓口（**閉庁日を除く。**）又はホームページからダウンロードによる配布とします。

5 申込書類の受付

- (1) 方 法 契約検査課へ郵送又は直接持参（**閉庁日を除く。**）してください。
- (2) 期 間 **令和3年4月1日（木）から令和5年2月10日（金）まで**
※当日消印有効

6 資格基準

次の各号のいずれかに該当する者は、登録申込の資格がありません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 秦野市競争入札参加資格登録を受けている者
- (3) 営業を行うに当たり、法令により官公署等の許可、登録等を必要とする場合に、その許可、登録等を有していない者
- (4) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (5) 市税を滞納している者（登録の申請をするときに市税に係る納税相談をしている者を除く。）

7 提出書類等

申込書には、裏面の「**添付書類確認リスト**」に記載してある**書類が必要**になります。詳細については、「**登録資格審査申込書提出要領**」を参照のうえ**必要な書類を提出**してください。

なお、**すべての書類は、A4で統一**しますので、原本を提出する際は、A4の台紙に貼って提出してください。

8 審査結果について

- (1) 登録通知は認定後、郵送で行う予定です。
- (2) 有資格者と認定された場合は、翌々月の1日（申込日が1日から10日の場合は翌月1日）から、令和3・4年度秦野市小規模工事等契約希望者有資格者名簿に登載されます。この資格は、令和5年3月31日まで有効となります。

問い合わせ・郵送先
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市役所 総務部契約検査課契約担当
TEL：0463-82-5126（直通）
FAX：0463-82-5242
e-mail：keiyaku@city.hadano.kanagawa.jp

添付書類確認リスト

No.	書類名称	摘要
1	小規模工事等契約希望者登録申込書 (第1号様式)	(1) 記入にあたっては、記入例を参照してください。 (2) 申込者は代表者とし、印鑑は実印を使用してください。
2	許可又は登録証明書の写し	・法令等で必要とされる許可又は登録証明書等
3	納税証明書	・個人事業者 : 市民税 ・法人事業者 : 法人市民税 (直前1年間の営業年度に係るもの)
※発行窓口は、市役所2階資産税課又は公民館等の市役所連絡所で取得できます。		

<共通注意事項>

- 1 小規模工事等契約希望者登録申込書の記入方法については、別紙「秦野市小規模工事等契約希望者登録資格審査申込書提出要領」を参照し、ご記入ください。
- 2 納税証明書は、申し込み日の3ヶ月以内に証明を受けたものを提出してください。
また、決算日が到来した直前の1年間(12か月)の営業年度に係る原本を提出してください。
- 3 営業に当たり、許可、登録等が必要な場合は、必ず許可書等の写しを提出してください。
※ 上水道の給水装置工事等を行う場合は、必ず市指定給水装置工事事業者の取得が必要となります。
※ 下水道の排水設備工事等を行う場合は、必ず市下水道指定工事店の取得が必要となります。
- 4 審査基準日は、申込日の属する月の1日です。
- 5 市税に係る納税相談をしている場合は、事前に契約検査課までご相談ください。